

池田町乳幼児等医療費給付事業の助成拡大について

(医療費の全額助成を18歳以下の者まで拡大)

池田町は、平成28年4月1日より医療費の全額助成を18歳以下の者(満18歳の日に達する日以後、最初の3月31日までの者)まで拡大します。

	対象者	助成内容	自己負担額
現行	未就学児(入院・入院外)	全額助成 (現物給付)	・訪問看護の基本利用料 ・食事療養標準負担額
	小学生(入院)	全額助成 (現物給付)	
	小学生(入院外)	全額助成 (償還払)	
	中学生(入院・入院外)	全額助成 (償還払)	
平成28年 4月以降	未就学児、小学生、中学生、 18歳以下(入院・入院外)	全額助成 (現物給付)	・食事療養標準負担額

※医療費助成は、保険適用分のみが対象となります。

※全額助成は、初診時一部負担金を含みます。

※「乳幼児等医療費給付金申請書」の記載や提出方法等に変更はありません。

○受給者証は対象者全て共通の様式となっています。

(表面)			
注 意 事 項			
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 20px; height: 20px; display: inline-block; margin-right: 5px;"></div> 乳幼児等医療費受給者証			
記号	北-212	番号	
乳幼児等	住 所 地	中川郡池田町字	
	氏 名		男・女
	生年月日	年 月 日	
有効期限		年 月 日から	
		年 月 日まで	
発行機関名及び印	北海道中川郡池田町長 印		
交付年月日	年 月 日		
1 この受給者証で「管内の保険医療機関等において診療を受ける際には、次の一部負担金を支払ってください。 ・ 入院時の食事の標準負担額			
2 十勝管内以外の保険医療機関等において診療を受ける際には、自己負担額(義務教育就学前は2割、小学生以上は3割)を支払ってください。保険医療機関等が発行する領収証を添えて町に申請後に、助成額を支払います。			
3 保険医療機関等において診療を受ける場合は、医療保険の被保険者証(または組合員証)に添えてこの証を必ず窓口へ提出してください。			
4 転出等により受給者の資格がなくなったときは、すみやかにこの証を町長に返してください。			
5 氏名、住所地に変更があったときは、14日以内にこの証を添えて町長にその旨を届け出てください。			
6 加入している医療保険又はその内容に変更があったときは、14日以内にこの証を添えて町長にその旨を届け出てください。			
7 この証を破ったり、汚したり、又は紛失したりしたときは、再交付を受けて下さい。			
8 有効期限を経過したときは、この証を使用することはできませんから、すみやかに町長に返してください。			
9 不正にこの証を使用した者は、刑法により処分を受けます。			